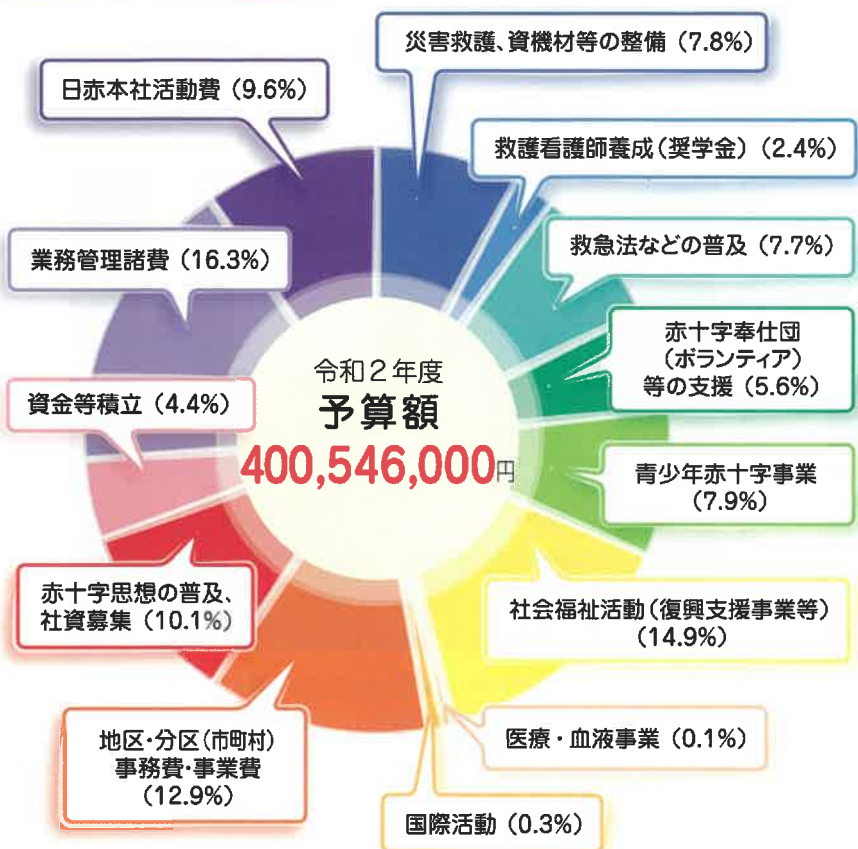


皆さまから寄せられた活動資金は、様々な事業に活用されます。



「活動資金」と「義援金」の違い

「赤十字活動資金」の流れ



「義援金」の流れ



※義援金は、日本赤十字社の災害救護活動に使われることは一切ありません。

※上記予算額には、世界の赤十字社(赤新月社)から寄せられた海外救援金が含まれています。

# 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。



赤十字の活動は、皆さまのご寄付によって支えられています。

かけがえのない命を守り続けていくために活動資金へのご協力をお願いいたします。



日本赤十字社では、皆さまからのご協力に感謝して表彰制度を用意しています。

<p><b>特別社員</b></p> <p>称号贈与通知書</p> <p>陶器製門標</p> <p>日赤太郎</p> <p>金色バッジ</p> <p>一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方</p>	<p><b>支部長感謝状</b></p> <p>感謝状</p> <p>一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方</p>	<p><b>社長感謝状</b></p> <p>感謝状</p> <p>金色有功章受章後のご協力が50万円に達した都度(分納額の合算可)</p>
<p><b>銀色有功章</b></p> <p>額</p> <p>陶器製門標</p> <p>日赤太郎</p> <p>略章</p> <p>一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方</p>	<p><b>金色有功章</b></p> <p>金色有功章(男性用)</p> <p>金色有功章(女性用)</p> <p>額</p> <p>略章</p> <p>一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方</p>	

※年間100万円以上のご協力については、上記以外の表彰もございますので、詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法第37条の2及び同法施行令第7条の17の3	通年 (算定金額上限に達した時点で終了)	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用)
	相続税の非課税	相続特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (算定金額上限に達した時点で終了)	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。

日本赤十字社福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7998 \* お問合せ時間 ▶ 9:00~17:30(土日祝祭日を除く) | FAX 024-545-7924 | <https://fukushima.jrc.or.jp>

または、最寄りの市役所・町村役場、社会福祉協議会の赤十字担当窓口へおたずね下さい。

令和元年10月の台風第19号及び大雨により、福島県は甚大な被害に見舞われました。被害に遭われた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

福島県支部では、県外の赤十字関係機関の支援も得ながら、医療救護班を派遣し、避難所等での巡回診療や救護所での診療を行ったほか、毛布などの救援物資を避難所に配付しました。

また、在宅被災者への訪問やこころのケア等、被災された方々の精神的負担の軽減にも努めるとともに、各赤十字奉仕団は、発災直後から避難所での炊き出しを始め、各種のボランティア活動を実施しました。

大規模な自然災害が多発する中で、わたくしたち日本赤十字社は、これからも「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ため、活動していきます。



# 皆さまからお寄せいただいた活動資金は、いのちと健康を守るための様々な活動に役立てられています。



## 【支部長挨拶】



日本赤十字社福島県支部  
支部長 内堀 雅雄

県民の皆さまには、日頃から日本赤十字社の活動に対し、温かい御支援を賜り心から感謝申し上げます。

昨年、県内にも甚大な被害をもたらした台風第19号及び大雨災害において、福島県支部では医療救護班による避難所での巡回診療をはじめ、こころのケア活動や避難所への毛布などの救援物資の配布を行うとともに、赤十字奉仕団による炊き出しや避難所支援など、多岐にわたる被災者支援活動を実施してまいりました。

また、東日本大震災及び原発事故から9年が経過しましたが、仮設住宅等における健康教室の開催や、被災した学校への支援などを引き続き行っております。

さらに、学校や地域において、連携して防災・減災に取り組むためのセミナーや、健康生活支援講習や認知症サポーター養成講座などの急速に進む高齢化を踏まえた事業を積極的に進めてまいります。

このような赤十字の事業・活動は、県民の皆さまからお寄せいただく善意の活動資金により行っております。

今後も「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命を果たすため、格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年4月

## 赤十字救急法等の普及



けがや急病などの応急手当、高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術などを普及しています。

## にこにこ健康教室



地域で交流しながら、生活不活発病の予防や介護予防を目的とした健康教室を開催しています。

## 赤十字健康講演



保健衛生の普及や向上を図るため、専門の医師・看護師等による健康講座を開催しています。

## あなたの思いを赤十字に

近年、ご遺族からご自身や故人の意思で社会のために役立ててほしいといったお申し出が増えています。日本赤十字社は、このような尊いご遺志に応えるために遺言によるご寄付（遺贈）、相続財産のご寄付を賜っております。

## 青少年赤十字



子どもたちにいのちの大切さを気づかせ、自分で「気づき、考え、実行する」主体性を育みます。

## 血液事業



尊い生命を救うため、街頭で献血を呼びかけています。

## 国際活動



紛争や自然災害、病気などに苦しむ人びとを救うために、世界の赤十字社と連携して事業を行っています。

## 赤十字の活動資金にご協力をお願いします。

目安として年額500円以上のご協力をお願いします。  
また、赤十字の活動資金に、年額2,000円以上を継続してご協力いただいた方にはその累計額により表彰させていただきます。

(※税制上の優遇措置あり)

### ●地域の自治会や町内会としてご協力いただく方法



### ●最寄りの市町村/社会福祉協議会の赤十字の窓口へ申し込みいただく方法



### ●日赤の振込用紙でご協力いただく方法



### ●自動口座引き落とし・クレジットカードでご協力いただく方法



### ●その他のご協力方法

- ・遺言や遺産相続での寄付
- ・赤十字支援型自動販売機の設置



©日本赤十字社の創立記念日である5月1日から1ヶ月間は、赤十字運動月間として特に広く活動資金のご協力を呼びかけています。



Instagram  
やっています!

